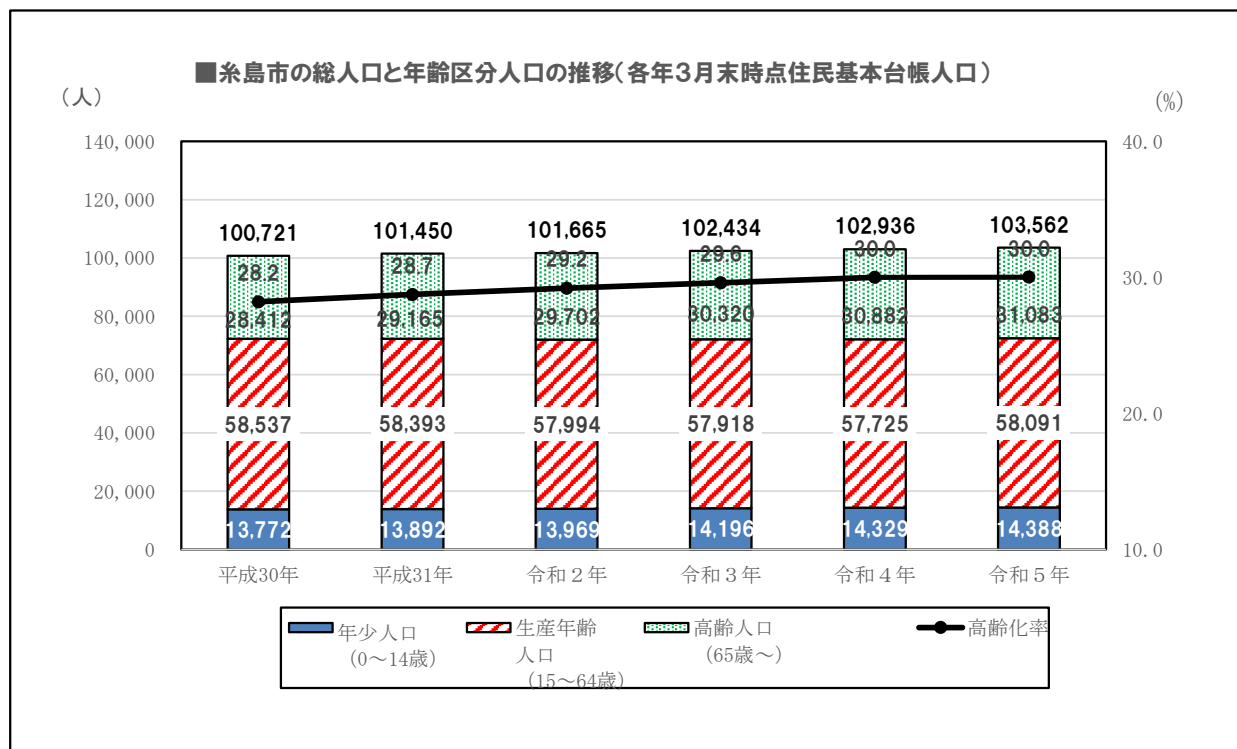


第3章

障がいのある人等を取り巻く状況

1. 人口の推移と構成

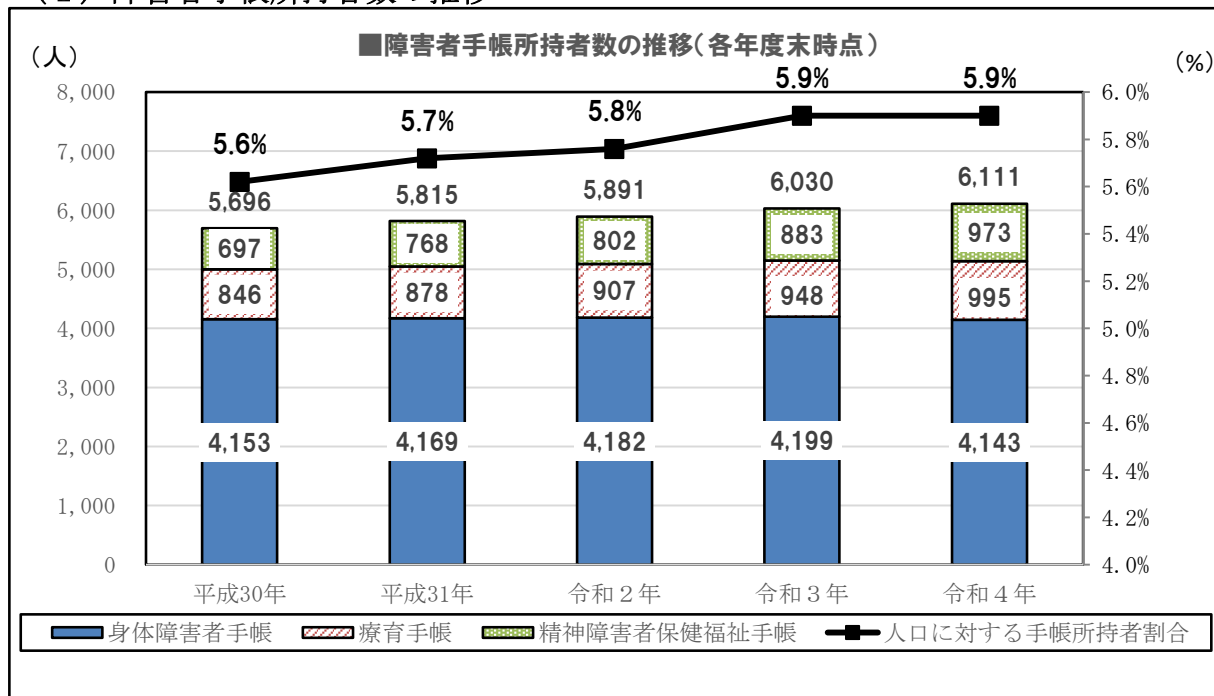


糸島市の人口は、平成29年以降は毎年増加に転じています。年齢区分別の人口については、65歳以上の高齢人口が年々増加しており、平成30年の28.2%から令和5年3月末には30.0%（1.8%増）となっています。この高齢人口は今後も増加が見込まれ、第2次糸島市長期総合計画（令和2年12月策定）によれば、令和8年には30.7%へ増加すると推計されています。

また、14歳までの年少人口の割合は、平成28年には13.5%まで減少しましたが、平成29年から増加傾向にあり令和5年は13.9%（0.4%増）となっています。一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は、年々減少しています。このことから、糸島市は生産年齢人口の減少と高齢化が進行していることが分かります。

## 2. 障がいのある人等の状況

## (1) 障害者手帳所持者数の推移



障害者手帳の所持者数は、4年間で415名の増加となっており、人口に対する所持率は、ほぼ横ばいです。

障害種別では、療育手帳所持者は、4年間で約17%の増、精神障害者保健福祉手帳所持者は、約40%の伸びとなっています。

要因として、障害に対する社会全体の認識が広まっていることが考えられます。

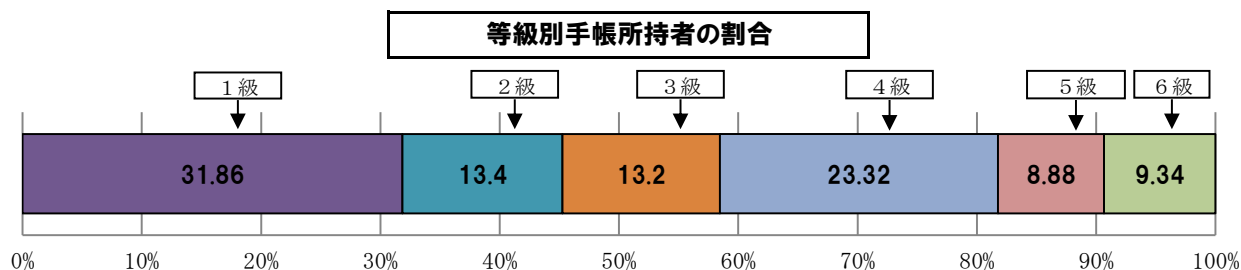
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

①部位および級別の身体障害者手帳所持者数

令和5年3月31日現在

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数(人)	構成比(%)		
視覚障害	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1	5.67	5.67	
	18歳以上	76	75	12	17	41	13	234			
聴覚	18歳未満	0	5	0	0	0	3	8	7.75	7.82	
	18歳以上	31	69	26	50	1	136	313			
平衡機能	18歳未満	0	0	0	0	0		0	0.07		
	18歳以上	0	0	2	0	1		3			
音声・言語・そしやく機能障害	18歳未満	0	0	0	0			0	1.26	1.26	
	18歳以上	8	6	24	14			52			
肢体不自由	上肢	18歳未満	12	4	2	0	0	1	19	18.95	52.14
		18歳以上	238	214	96	98	64	56	766		
	下肢	18歳未満	4	2	0	3	1	0	10	30.20	
		18歳以上	78	116	182	460	228	177	1,241		
	体幹	18歳未満	0	1	2	0	0	0	3	2.99	
		18歳以上	19	39	31	1	31	0	121		
運動機能障害	上肢機能	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0.41	0.58
		18歳以上	4	10	2	0	1	0	17		
	移動機能	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0.17	
		18歳以上	1	3	1	1	0	1	7		
内部障害	心臓機能障害	18歳未満	11	0	1	1			13	19.84	32.54
		18歳以上	505	4	127	173			809		
	じん臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0			0	7.48	
		18歳以上	308	0	1	1			310		
	呼吸器機能障害	18歳未満	3	0	2	0			5	1.18	
		18歳以上	11	0	22	11			44		
	ぼうこう・直腸機能障害	18歳未満	0	0	1	0			1	3.48	
		18歳以上	0	1	12	130			143		
	小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0			0	0.05	
		18歳以上	0	1	0	1			2		
	免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0			0	0.29	
		18歳以上	3	5	1	3			12		
	肝臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0			0	0.22	
		18歳以上	8	0	0	1			9		
小計	18歳未満	30	12	8	5	1	4	60	1.45		
	18歳以上	1,290	543	539	961	367	383	4,083	98.55		
合計(人)		1,320	555	547	966	368	387	4,143			
構成比(%)		31.86	13.4	13.2	23.32	8.88	9.34				

資料：糸島市地域福祉課



## ② 障害の重さの割合

重度（1・2級）の割合は、合計で45.26%と全体の約半数を占めており、次いで中度（3・4級）が36.52%、軽度（5・6級）が18.22%であるため、比較的重度の障がいのある人が多いことがわかります。

## ③ 障害の部位別の割合

障害の部位別で最も多いのが肢体不自由で、52.14%と全体の半数以上を占めています。肢体不自由の障害の主な発生原因としては、脳性マヒ等の先天的な障害に比べ、脳梗塞等の脳血管疾患による手足のマヒや変形性関節症等の関節の障害などが多い状況です。

また、内部障害においては、心臓機能障害に次いで、じん臓機能障害の割合が高く、障害等級は1級の最重度の障がいのある人が多いことが特徴です。心臓機能障害では、ペースメーカーの植込術や人工弁への置換などの手術を行った人が多く、じん臓機能障害では、糖尿病が原因となり血液透析を導入した人が多く見られます。

## ④ 年齢層別の身体障害者手帳所持者数

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は60人であり、身体障害者手帳所持者数全体の1.45%です。残り98.55%が18歳以上であることから、先天的な障害よりも事故やけが、生活習慣病の合併症などの後天的な理由により身体障害者手帳を所持することが多いと推測されます。

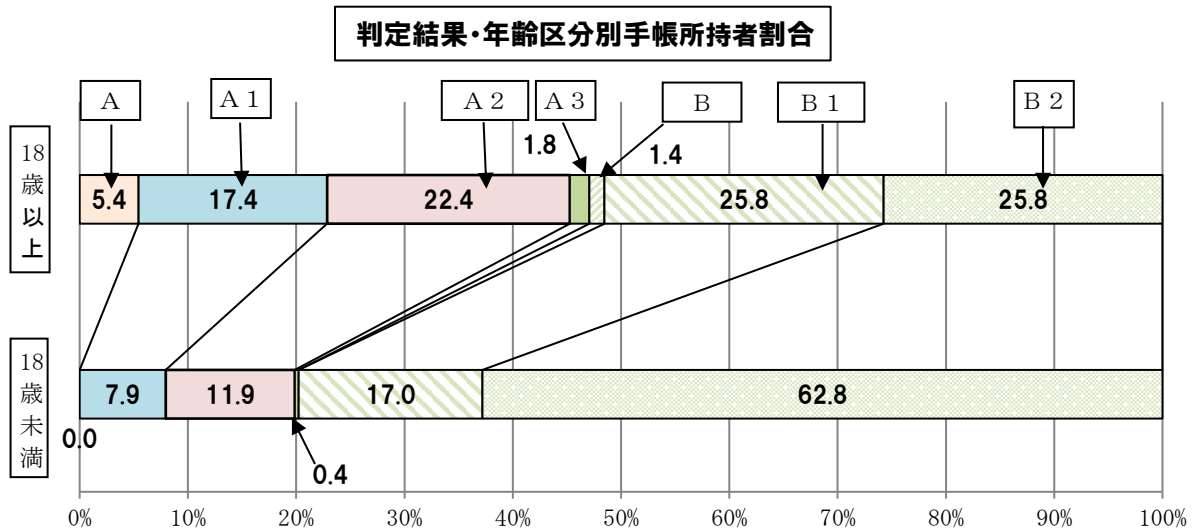
(3) 療育手帳所持者の状況

① 療育手帳所持者数

令和5年3月31日現在

判定区分		18歳未満		18歳以上		合計(人)
		実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	
A	旧重度	0	0.0	39	5.4	39
A1	最重度	22	7.9	125	17.4	147
A2	重度	33	11.9	161	22.4	194
A3	重度・合併	1	0.4	13	1.8	14
B	旧軽度	0	0.0	10	1.4	10
B1	中度	47	17.0	185	25.8	232
B2	軽度	174	62.8	185	25.8	359
合計		277	100.00	718	100.00	995

資料：糸島市地域福祉課



② 療育手帳の人口に対する所持率

糸島市の知的障がいのある人の手帳所持率は、0.96%(手帳所持者数/住民基本台帳人口)です。

③ 年齢別判定区分

全体では、判定区分B判定(中度・軽度)の割合が、60.4%とA判定(重度)の割合より多く見られます。

18歳未満の構成比については、B2判定(軽度)の割合が62.8%となっています。この要因としては、知的障害そのものの認知度が向上し、早期の発見および療育などの取組から、軽度でも早期に療育手帳の申請に至っていることが挙げられます。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

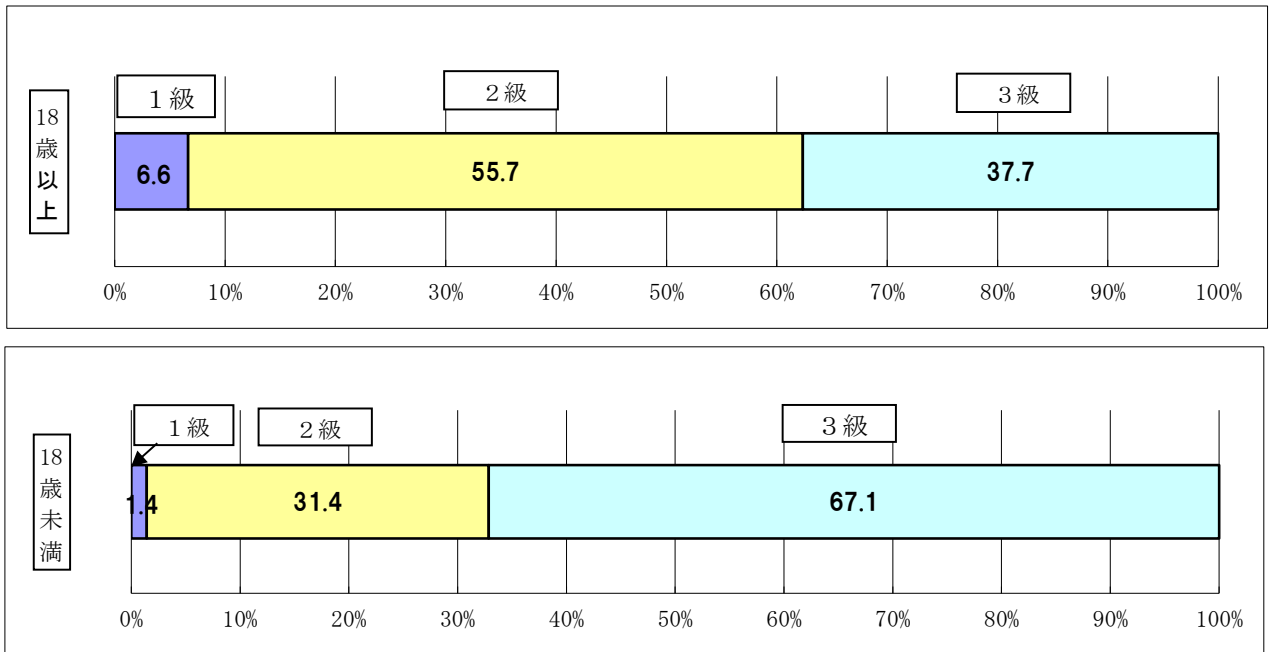
① 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和5年3月31日現在

	18歳未満		18歳以上		合計(人)	構成比(%)
	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)		
1級(重度)	1	1.4	60	6.6	61	6.3
2級(中度)	22	31.4	503	55.7	525	54.0
3級(軽度)	47	67.1	340	37.7	387	39.8
合計	70	100.0	903	100.0	973	100.0
令和元年度	50	6.5	718	93.5	768	100.0

資料：糸島市地域福祉課

等級別手帳所持者の割合



② 精神障害者保健福祉手帳の人口に対する所持率

糸島市の精神障がいがある人の手帳所持率は、0.94%（手帳所持者数/住民基本台帳人口）です。

③ 年齢別障害等級

障害等級の内訳は、18歳未満では軽度の3級が全体の67.1%、18歳以上では中度の2級が全体の約55.7%を占めています。また、令和元年度と比べ、18歳未満全体で40.0%の増、18歳以上全体で25.8%の増で、全体では26.7%増となっています。

(5) 自立支援医療（精神通院）<sup>\*</sup>受給者数

① 自立支援医療（精神通院）受給者数 令和5年3月31日現在

	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計（人）
実数（人）	57	1,386	234	1,677
構成比（%）	3.4	82.6	14.0	100.0
令和元年度 実数（人）	66	1,142	182	1,390

資料：糸島市地域福祉課

② 自立支援医療（精神通院）の人口に対する受給率

糸島市の自立支援医療（精神通院）受給率は、1.62%（受給者数/住民基本台帳人口）です。

③ 受給者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数より対象者数が多く、合計で令和元年度に対し20.6%増となっています。

(6) 難病患者の状況

① 特定医療費（指定難病<sup>\*</sup>）受給者数 令和5年3月31日現在

	実数（人）
令和4年度受給者数	809
（参考）令和元年度受給者数	703

資料：福岡県糸島保健福祉事務所 令和5年度事業概要

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）により、平成27年1月1日から特定医療費（指定難病）医療費助成制度が始まりました。令和3年11月1日から338疾病が対象とされています。令和4年度末において、本市の対象者数は809人となっています。

② 小児慢性特定疾病<sup>\*</sup>医療費受給者数 令和5年3月31日現在

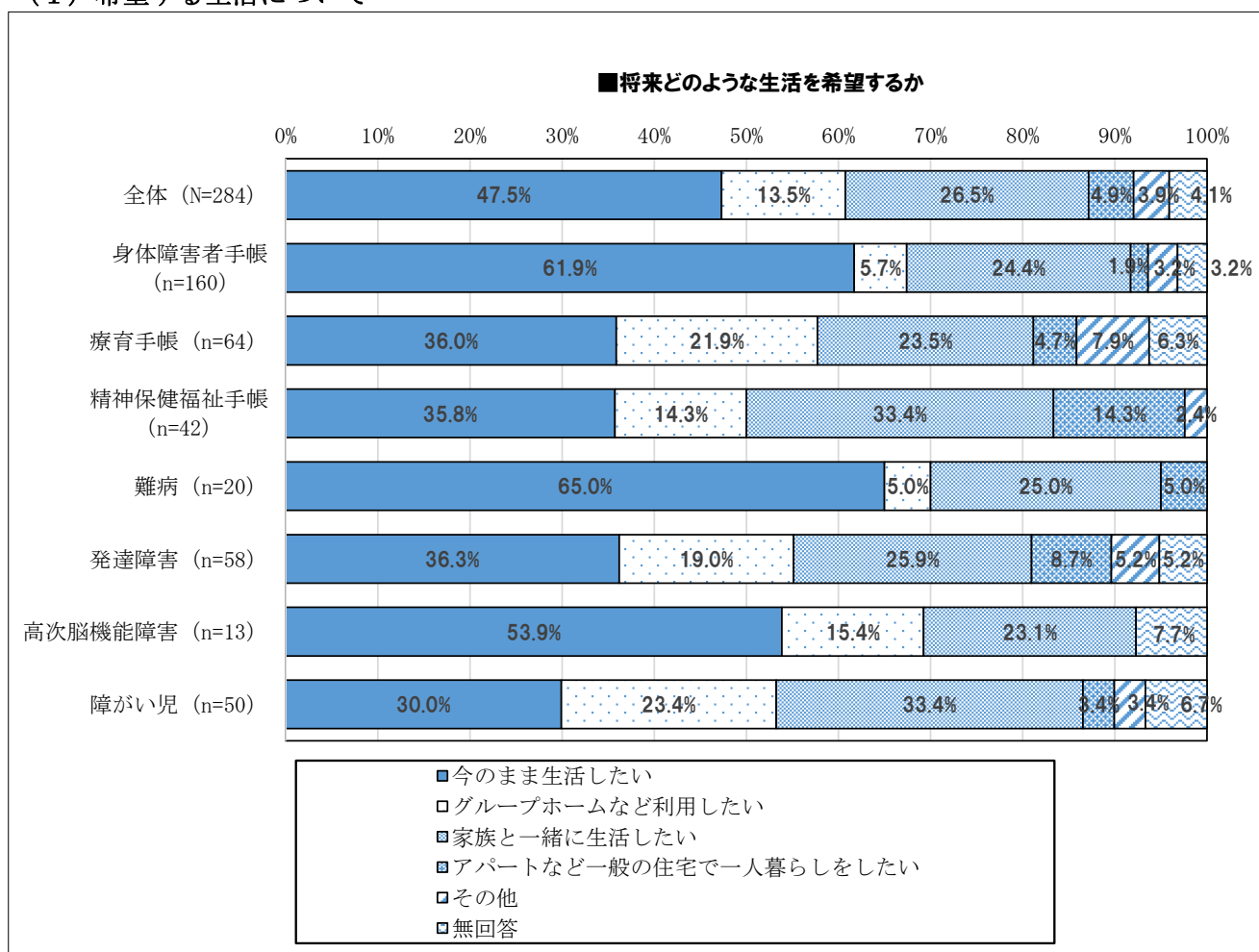
	実数（人）
令和4年度受給者数	122
（参考）令和元年度受給者数	98

資料：福岡県糸島保健福祉事務所 令和5年度事業概要

「児童福祉法の一部を改正する法律」により、平成27年1月1日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。令和3年11月1日において、16疾患群788疾病に対象が拡大されています。令和4年度末において、本市の対象者数は122人となっています。

### 3. 福祉に関するアンケート調査結果について

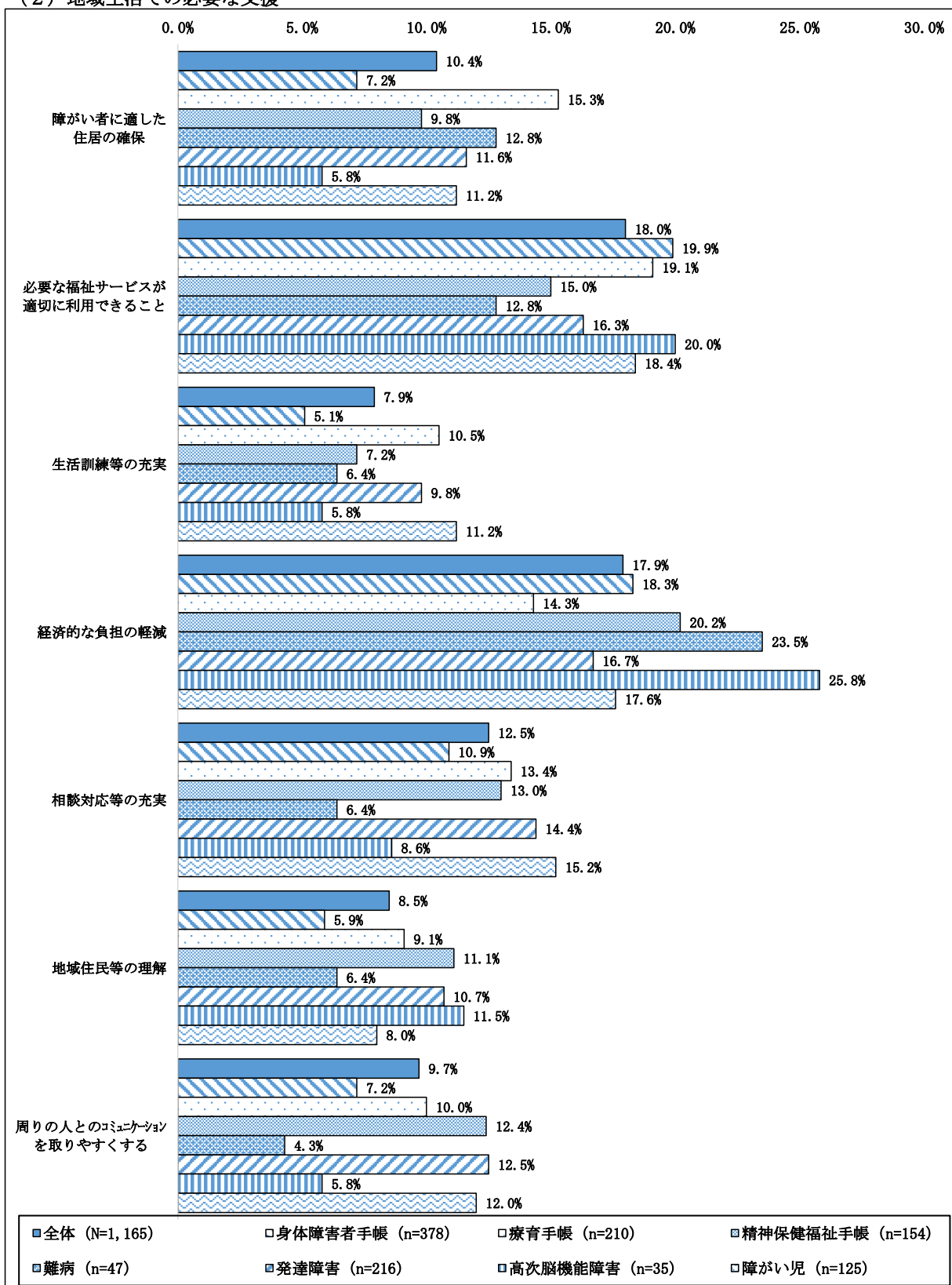
#### (1) 希望する生活について



**【アンケート結果分析】**  
 障がい児の区分を除き、「今のまま生活したい」が最も多く、次に「家族と一緒に生活したい」の順でした。障がい児の区分では、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多く次に「今のまま生活したい」との結果でした。  
 また、難病の区分を除き、「グループホーム\*などを利用したい」と回答した割合が3番目に多い結果となりました。今後、障がいのある人等の将来における「親亡きあと」を見据えた施設等の整備が重要になります。



(2) 地域生活での必要な支援

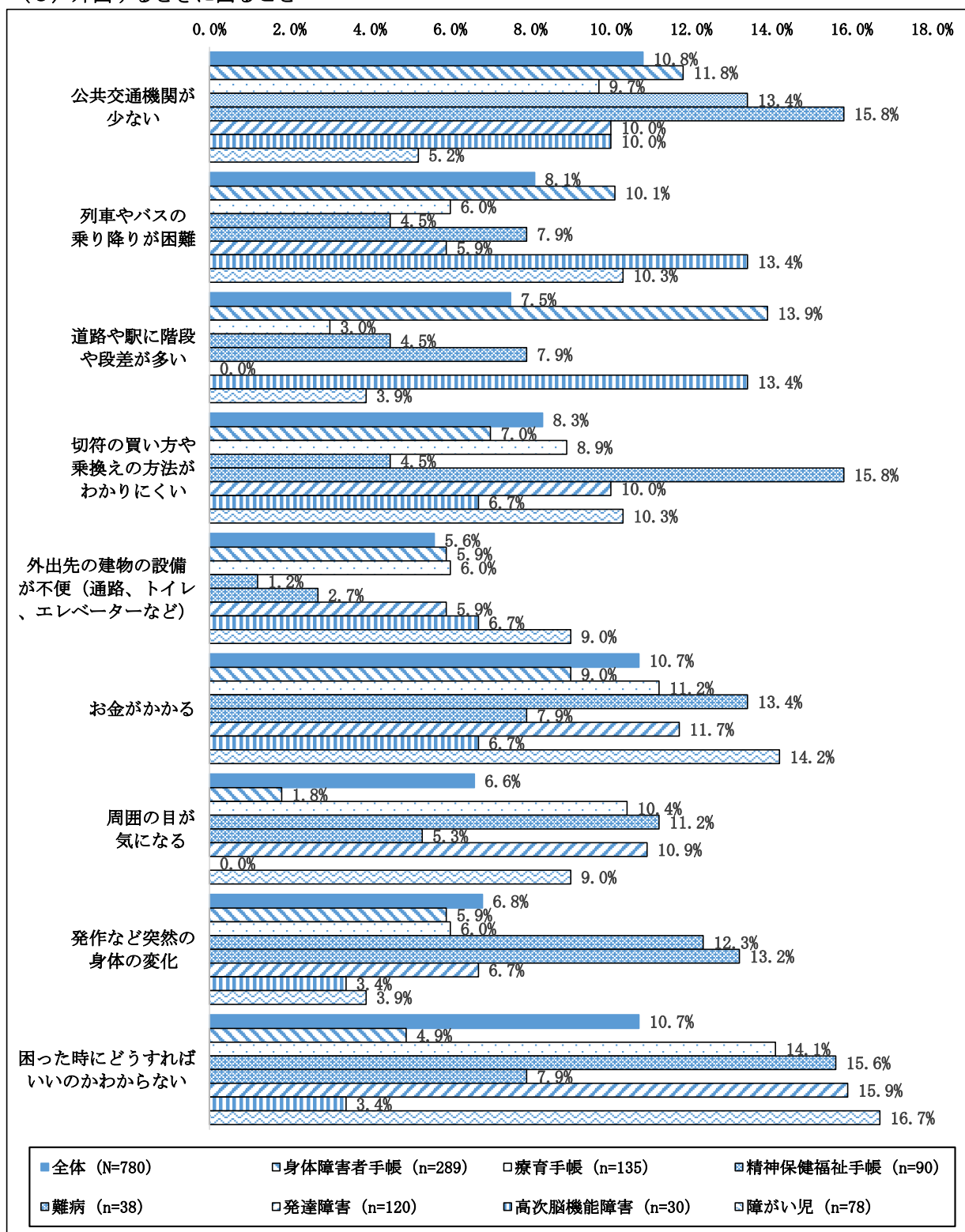


【アンケート結果分析】

身体障害者手帳、療育手帳および障がい児の区分では、「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が最も多く、精神障害者保健福祉手帳、難病、発達障害※、高次脳機能障害※の区分では、「経済的な負担の軽減」の希望が最も多くなっています。

必要な福祉サービスが受けられやすくなる体制の整備、障がいのある人の就労支援が必要とされています。

(3) 外出するときに困ること

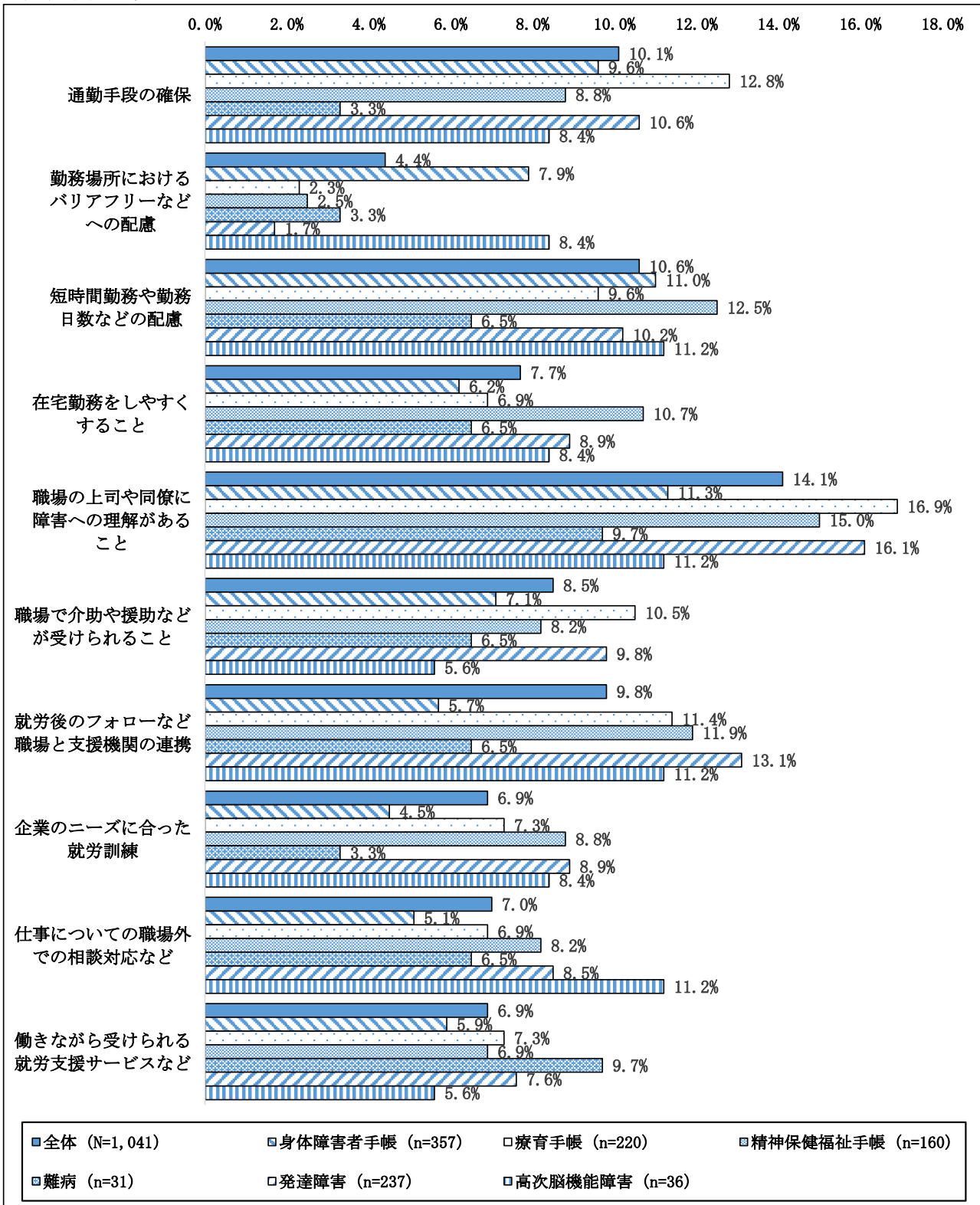


【アンケート結果分析】

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、発達障害、障がい児の区分では、「困った時にどうすればいいのかわからない」が最も多く、難病のある人は「公共交通機関が少ない」および身体障害者手帳所持者と高次脳機能障がいのある人は、「道路や駅に階段や段差が多い」が最も多い結果となりました。

「困った時にどうすればいいのかわからない」は、周囲の人に尋ねることが困難となっていることが要因と考えられます。

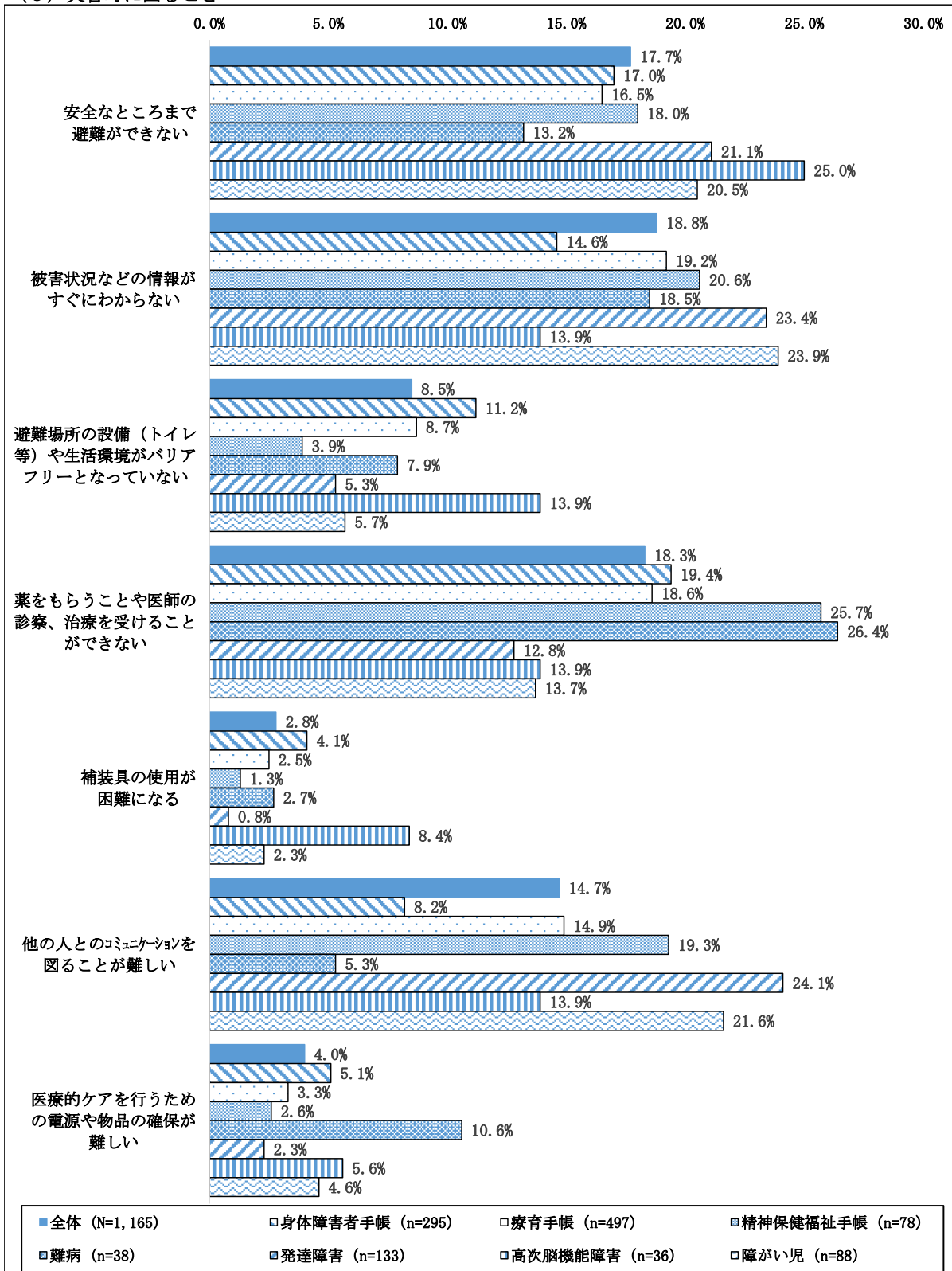
(4) 就労支援で必要なこと



【アンケート結果分析】

難病の区分を除き、どの障害区分でも「職場の上司や同僚に障害への理解があること」の割合が最も高く、働きやすい職場であることが強く求められています。また、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、高次脳機能障害の区分では、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が次いで高い割合でした。特に、精神障害者保健福祉手帳、発達障害、高次脳機能障害の区分では、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」の割合も高く、就労後の不安に対し、継続した支援が必要とされていることが分かります。

(5) 災害時に困ること

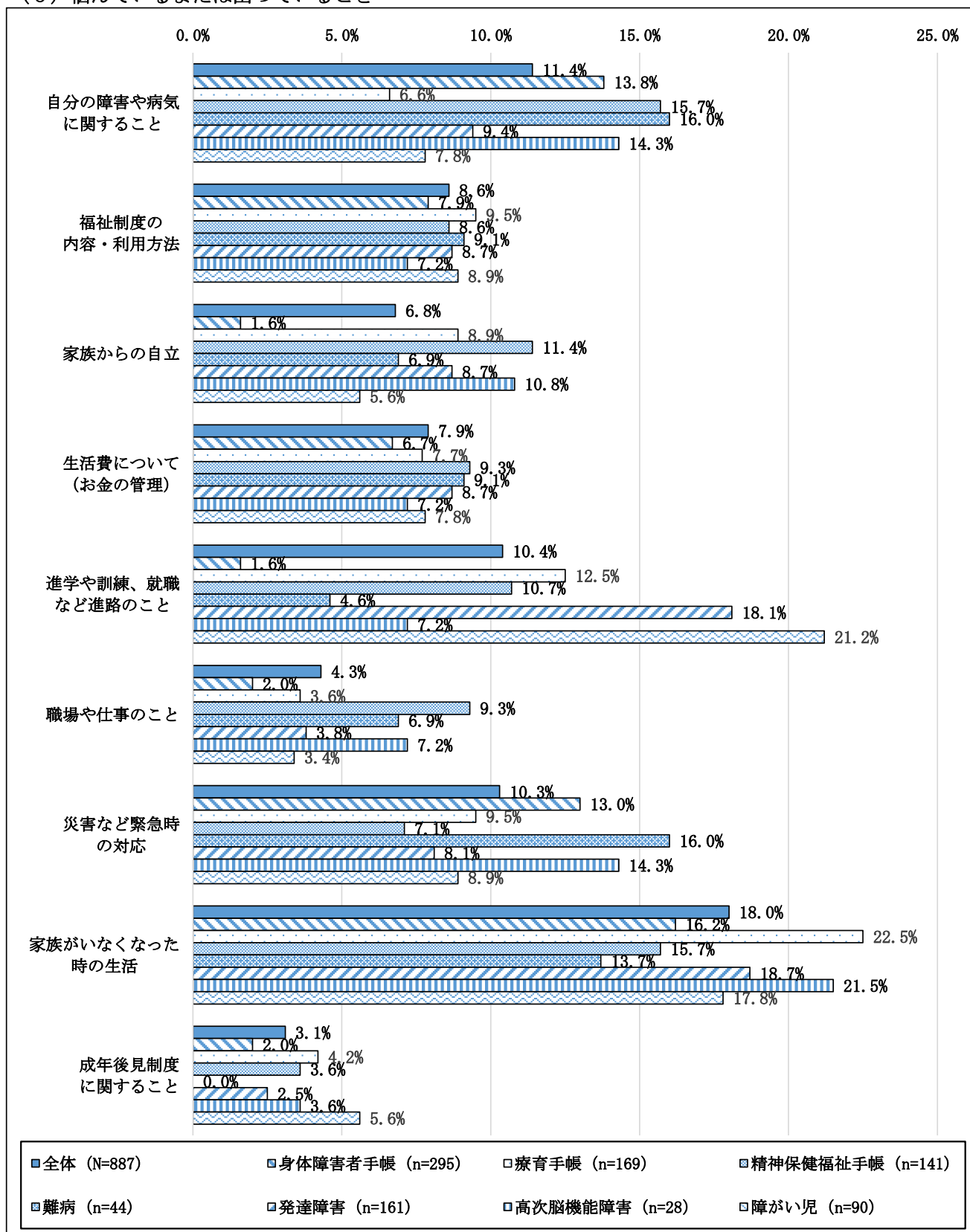


【アンケート結果分析】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の区分では、「薬をもらうことや医師の診察、治療を受けることができない」の割合が最も多く、医療に関しての不安が見られます。療育手帳や障がい児の区分では、「被害状況などの情報がすぐに分からない」が最も多く、災害時の判断への不安が分かかります。

発達障害の区分では、「他の人とのコミュニケーションを図ることが難しい」の割合が24.1%と最も高く、高次脳機能障害の区分では「安全なところまで、避難ができない」の割合が25.0%で最も高い結果が見られました。

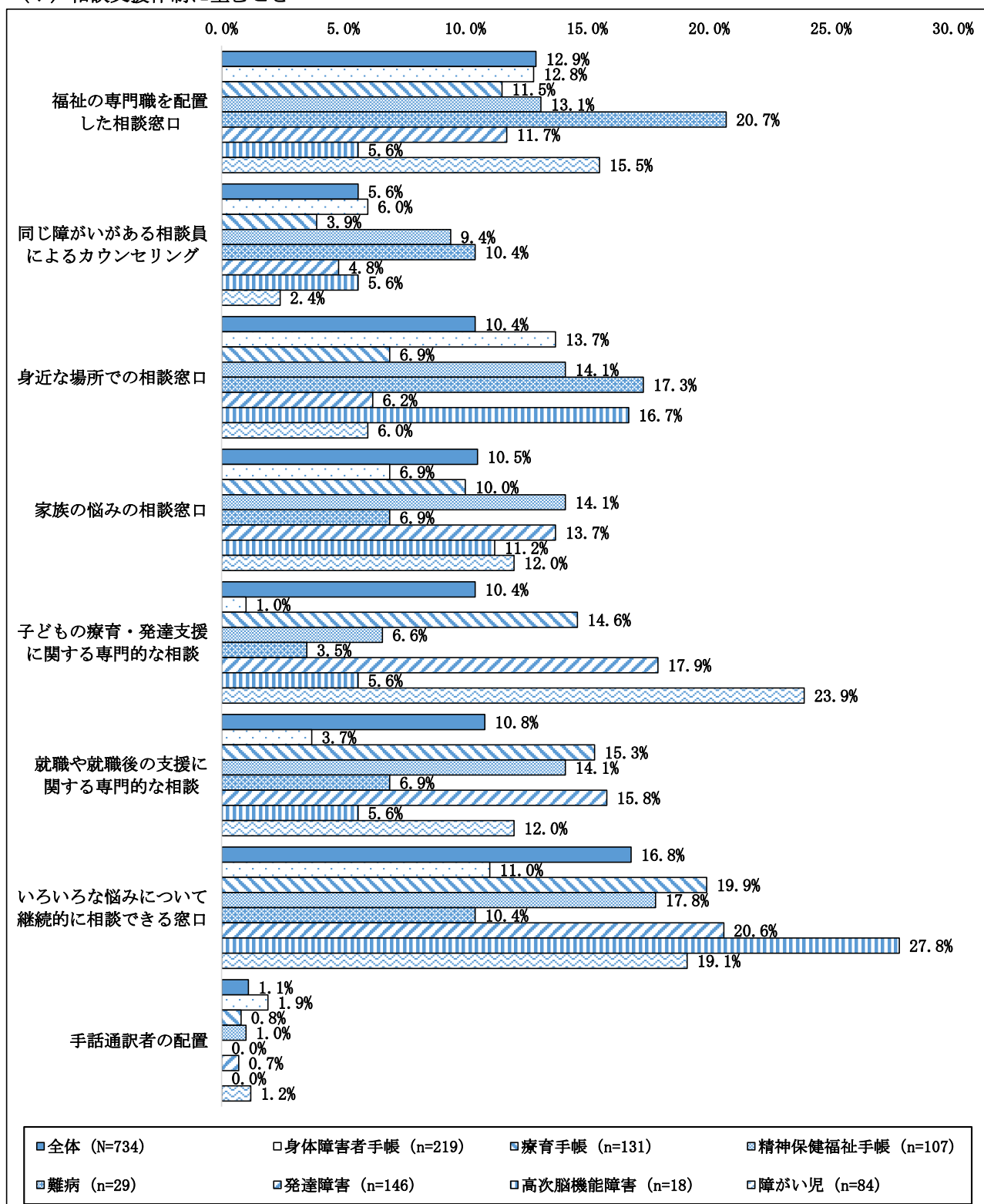
(6) 悩んでいるまたは困っていること



【アンケート結果分析】

難病と障がい児の区分以外については、「家族がいなくなった時の生活」が最も高くなっています。また、難病の区分では、「自分の障害や病気に関すること」、障がい児の区分では「進学や訓練、就職など進路のこと」が最も高くなっています。「親亡きあと」を見据えた地域生活への移行や就労に対する支援が求められていることが分かります。

(7) 相談支援体制に望むこと



【アンケート結果分析】

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、発達障害、高次脳機能障害の区分では、「いろいろな悩みについて継続的に相談できる窓口」が最も高く、身体障害者手帳の区分では「身近な場所での相談窓口」、難病の区分では「福祉の専門職を配置した相談窓口」、障がい児の区分では「子どもの療育・発達支援に関する専門的な相談」がそれぞれ最も高く見られました。障がいのある人等の複合的な悩みや問題に対し、総合的・専門的に対応できる相談支援体制が必要とされています。